

選挙当日の投票所閉鎖時刻の繰上げについて

十和田市選挙管理委員会

市内の全投票所の閉鎖時刻を、現在の「午後8時まで」を2時間繰り上げ、「午後6時まで」とする。(※十和田湖観光交流センター「ぷらっと」及び十和田湖小・中学校は、閉鎖時刻を「午後6時まで」から「午後4時」までとする。)

1. 趣旨

本市では、国及び県、市の選挙において、平成10年に投票所の閉鎖時刻が午後6時から午後8時へ改正されて以降、投票所閉鎖時刻は原則として午後8時までとしてきました。しかし、近年の選挙における午後6時以降の投票状況を分析・検証した結果、期日前投票の浸透などによって投票者数が少ない状況にあることから、市内全ての投票所において、当日投票所の閉鎖時刻を2時間繰り上げて午後6時まで(※一部投票所は午後4時まで)とすることを検討しております。

2. 近年の選挙における当日の時間別投票状況

(単位：人)

選挙	投票総数	当日投票者数	投票時間別投票者数			期日前投票不在者投票数
			7～18時	18～19時	19～20時	
R7.7.20 参議院議員通常選挙	26,397	12,398	11,099 (42.05%)	876 (3.32%)	423 (1.60%)	13,999 (53.03%)
R7.1.19 市長選挙	25,137	14,315	13,527 (53.81%)	598 (2.38%)	190 (0.75%)	10,822 (43.05%)
R6.10.27 衆議院議員総選挙	23,670	12,656	11,934 (50.41%)	661 (2.79%)	61 (0.26%)	11,014 (46.53%)
R5.6.4 青森県知事選挙	26,693	14,004	12,744 (47.74%)	836 (3.13%)	424 (1.59%)	12,689 (47.54%)
R5.4.9 県議会議員一般選挙	17,388	10,479	9,726 (55.94%)	496 (2.85%)	257 (1.48%)	6,909 (39.73%)
R4.12.18 市議会議員一般選挙	22,075	13,034	12,573 (56.96%)	324 (1.47%)	517 (2.34%)	8,985 (40.70%)
R4.7.10 参議院議員通常選挙	24,631	13,810	12,675 (51.46%)	991 (4.02%)	144 (0.58%)	10,821 (43.93%)

※ () は投票総数に対する投票者数の割合

3. 実施理由・効果

(1)午後6時から午後8時までの投票者の割合は少ない。(当日投票者の約9割以上が午後6時までに投票を行っている。)

(2)期日前投票が定着し、概ね全投票者の約4割以上の有権者が期日前投票を行っている。

(3)長時間の投票立会いによる負担が大きく、投票立会人・投票管理者の負担軽減となる。

(4)夜間における投票者の移動の安全性を確保する(特に冬季間)。

- (5)投票管理者による投票箱送致の移動時間を確保する（特に冬季間）。
- (6)投票事務から開票事務まで連続して行う選挙事務従事者の負担軽減となり、人件費削減及び開票作業の効率化が図れる。
- (7)開票開始時刻を早めることができ、開票結果の公表が早められる。

4. 東北6県の各市の状況（令和7年2月調査）

令和6年10月27日に執行された衆議院議員総選挙時において、市内全ての投票所閉鎖時刻の繰上げがされ投票所数は下記のとおりとなっております。

青森県を除いて、回答のあった県内の市の60%以上で全ての投票所で閉鎖時刻の繰上げが実施されている。（※投票所全てを繰り上げている42市の1,919投票所のうち1時間の繰上げ1,203か所、2時間繰上げ708か所、3時間繰上げ7か所、4時間繰上げ1か所）

県名	回答した市の数	うち全ての投票所を繰り上げている市の数	県内の市の数
岩手県	10	8	14
宮城県	9	6	14
秋田県	10	9	13
山形県	10	7	13
福島県	13	12	13
青森県	7	0	10

※福島県福島市は令和7年7月の参議院選挙から全投票所の投票時間の繰上げを実施

※青森県五所川原市は、令和8年6月の市長選挙から実施予定

5. 今後の予定

広報とわだ及び市ホームページに掲載し、選挙管理委員会が現在方針を検討していることを、市民に周知します。

周知により、特に投票時間の繰上げに支障がないと認められる場合は、令和9年6月執行予定の青森県知事選挙より繰上げを実施することを検討しております。

【参考法令】

◆公職選挙法

（投票所の開閉時間）

第40条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のために必要があると認められる特別な事情がある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別な事情がある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ、又は繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書きの場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票管理者に通知し、かつ市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届けなければならない。

※平成9年法改正：平成10年6月1日から閉鎖時刻が午後6時から午後8時となる。

※平成12年法改正：許可制から届出制となる

※平成15年法改正：期日前投票制度の導入